

地域コミュニティ施策の基本指針（平成28年3月策定）

目的

人口減少社会を見据えた総合的・自律的な地域コミュニティの
環境づくり

行政（市）の行動指針

- ・ 地域特性尊重の原則
- ・ 縦割り行政の弊害解消と総合化
- ・ 区役所の体制充実、支援者間やNPO等との連携強化
- ・ 地域課題の共有と合意形成への支援
- ・ 地域活動の担い手育成への支援

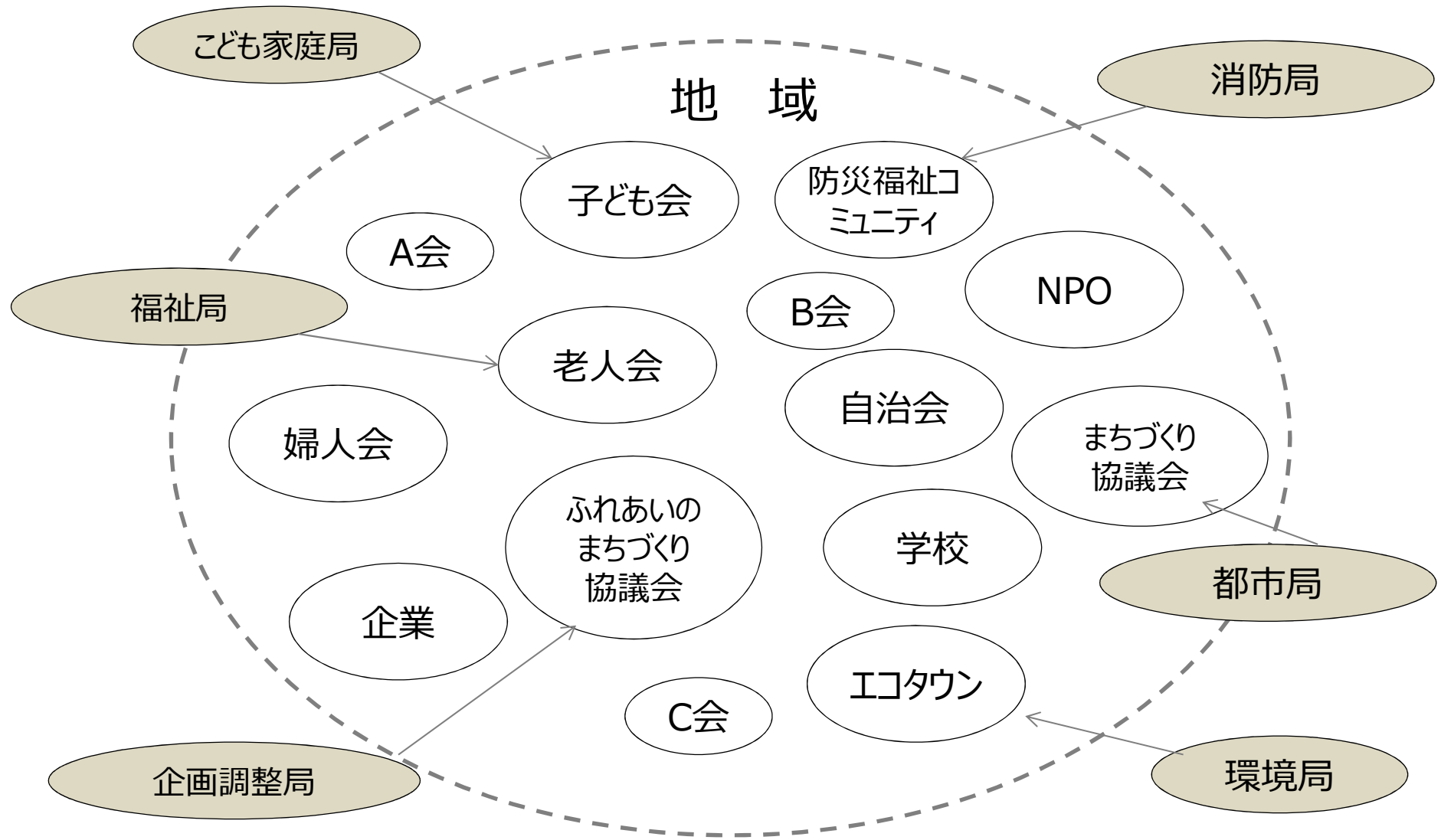


神戸市の地域団体について

- 地縁で自主的に結成した団体の例
自治会、婦人会、こども会、老人会 など
- 行政の施策目的別に結成した団体の例

団体名	関係局
青少年育成協議会(S27～)	こども家庭局
まちの美緑花ボランティア(S42～) (旧公園管理会)	建設局
まちづくり協議会(S53～)	都市局
ふれあいのまちづくり協議会(H2～)	企画調整局
防災福祉コミュニティ(H7～)	消防局
エコタウンまちづくり(H13～)	環境局
神戸っ子応援団(H23～)	教育委員会事務局

神戸市の地域団体について



神戸市の地域活動について

地域団体ごとの主な活動内容

●自治会

- ・ごみステーションの清掃、高齢者の見守り、お祭り等の親睦行事等。
- ・行政からの連絡事項の地域住民への通達等。

●婦人会

- ・生涯学習活動、募金活動、クリーン作戦、美緑花ボランティア等。

●防災福祉コミュニティ

- ・防災講習会、災害危険マップづくり、防災訓練、災害時の救出活動等。

●青少年育成協議会

- ・青少年育成市民運動、「こども110番 青少年を守る店・守る家」等。

●まちづくり協議会

- ・「まちづくり構想」（まちの将来像）の策定、「まちづくり協定」の締結等。



ふれあいのまちづくり協議会について

ふれあいのまちづくり協議会

- ・ 地域福祉センターを管理運営し、地域の福祉活動や交流活動に自主的に取り組む地域住民組織。
- ・ 構成団体
 - － 自治会，婦人会，民生委員児童委員協議会，老人クラブ，子ども会，青少年育成協議会，PTA，ボランティアグループ など
(構成はそれぞれの協議会によって様々です)



ふれあいのまちづくり協議会について

地域福祉センターについて

- ・ふれあいのまちづくり協議会による地域活動の拠点となる施設。概ね小学校区ごとに設置している。
(全市では163小学校区に193か所)



ふれあいのまちづくり協議会について

地域福祉センターなどで実施されている主な活動（例示）

福祉活動

ふれあい給食・友愛訪問，健康講座・福祉教育・福祉講座，地域ボランティアの発掘，地域デイサービス・リハビリ，家事援助・外出サービス

交流活動

世代間交流，障害者・福祉施設との交流，ふれあい喫茶，ひとりぐらし高齢者料理教室，子育てサークルづくり など

住民相互の支援事業

身近な相談機能づくり，ユニバーサルデザインの推進

その他の活動

協議会ニュースの発行，ホームページの開設，囲碁・将棋・民謡・太極拳など趣味の集い，自治会・婦人会など各団体の会合



ふれあいのまちづくり協議会について

地域福祉センターの現状

①施設の老朽化

【令和2年度 センター施設の築年数】

築年数	施設数
～10年未満	5
10年以上～20年未満	17
20年以上～30年未満	71
30年以上～40年未満	42

築年数	施設数
40年以上～50年未満	48
50年以上～60年未満	4
60年以上～70年未満	1
70年以上	1

合計 189施設(民間センター除く)

②センター利用者の8割以上が高齢者、利用者の固定化

【令和元年度センター利用満足度調査 回答者属性】

未回答1.5% 回答数3234

年代	20代未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
割合	0.2%	0.8%	3.1%	2.1%	5.1%	14.4%	43.3%	29.5%

60代以上87.2%

地域の集会施設について

市内の自治会館等（区別）

ある程度の広がりをもった地域活動の拠点施設を抽出(令和2年11月時点)。
(例)財産区集会所、自治会館、商店街やまちの拠点、新都市整備事業の集会所など
※単位自治会やマンションの集会所を除く

	全市	東灘	灘区	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
地域福祉C	193	16	14	16	15	35	21	21	25	30
自治会集会所	72	27	8	1	3	19		10	4	
財産区集会所	78	13	10	1	3	6	4	2	7	32
公立施設	47	4	1	6	2	9	5	1	2	17
民間施設	9	1			2		1	1	3	
計(C以外)	206	45	19	8	10	34	10	14	16	49

・地域活動拠点

ふれあいのまちづくり協議会の活動拠点である地域福祉センター及び、認可地縁団体が所有する自治会館等。

・地域の集いの場

地域住民が地域活動に取り組むために利用している場所及び利用できる可能性のある場所。

地域活動拠点等の利用状況についての回答

○令和元年度神戸市地域組織基礎調査より

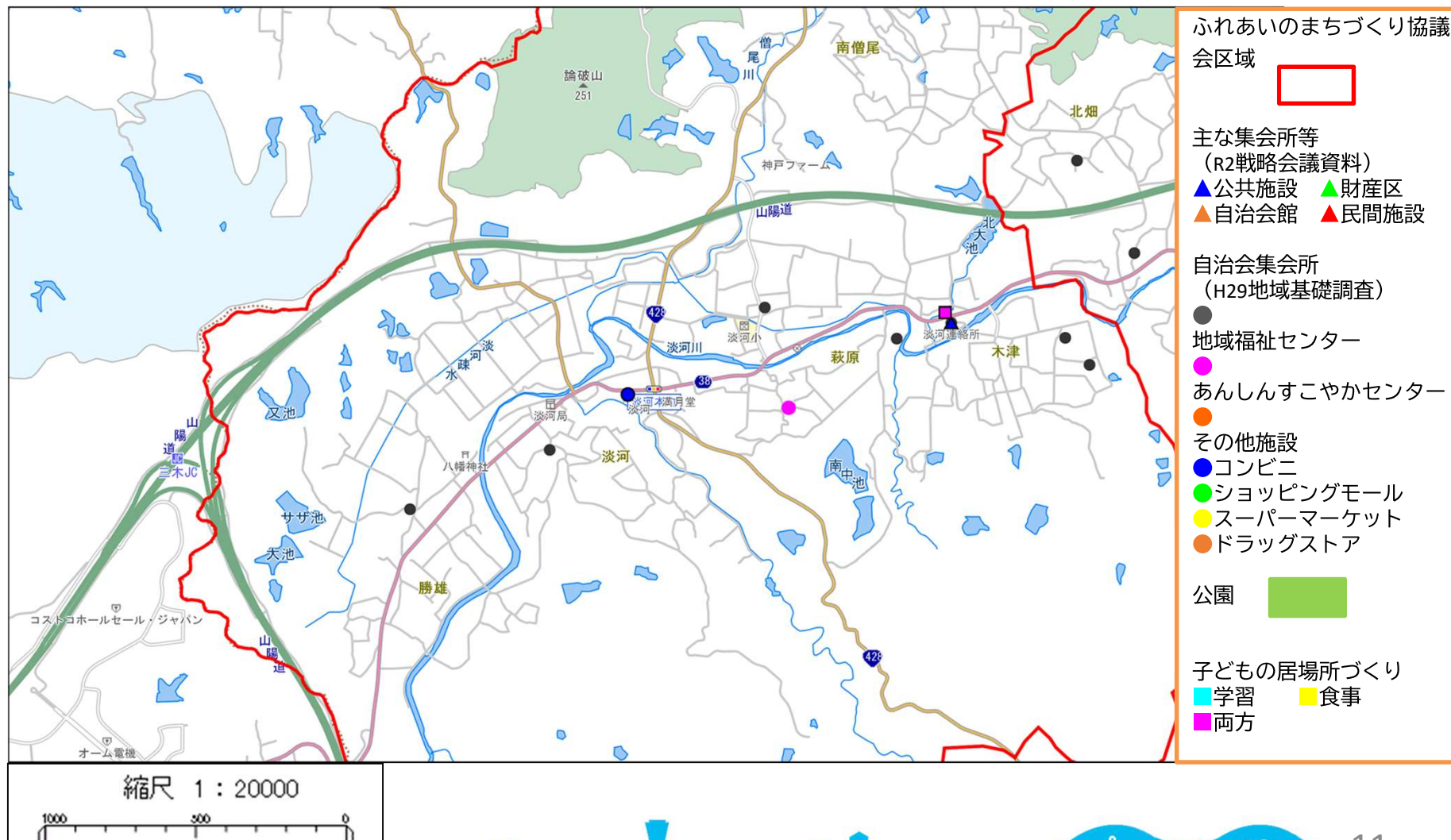
問 会の活動に利用している集会施設はどこですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

区 別	全市	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	不明
所有施設（自治会館、集合住宅内の集会室など）	1,018	88	44	16	58	191	80	127	126	197	91
他の自治会や財産区、管理組合が所有する集会施設を借りる	282	38	36	7	20	24	35	24	51	30	17
地域福祉センター	845	53	56	41	85	132	103	80	117	108	70
学校施設（教室、講堂等）	150	17	7	2	9	27	15	19	22	24	8
その他の施設	247	18	20	19	35	26	33	21	48	18	9
そのような施設がない	96	3	6	9	11	4	10	7	23	14	9
特に活動をしていない	94	3	1	9	5	8	4	6	35	11	12
無回答	170	14	9	4	15	25	13	28	21	23	18
回 答 数	2,902	234	179	107	238	437	293	312	443	425	234
回 答 者 数	2,275	169	132	90	183	332	222	245	359	354	189

調査時期 令和元年9月 調査対象 自治会・管理組合、婦人会、ふれまち協議会、まちづくり協議会
 調査数 3,123 回答数 2,275 回収率 72.8%

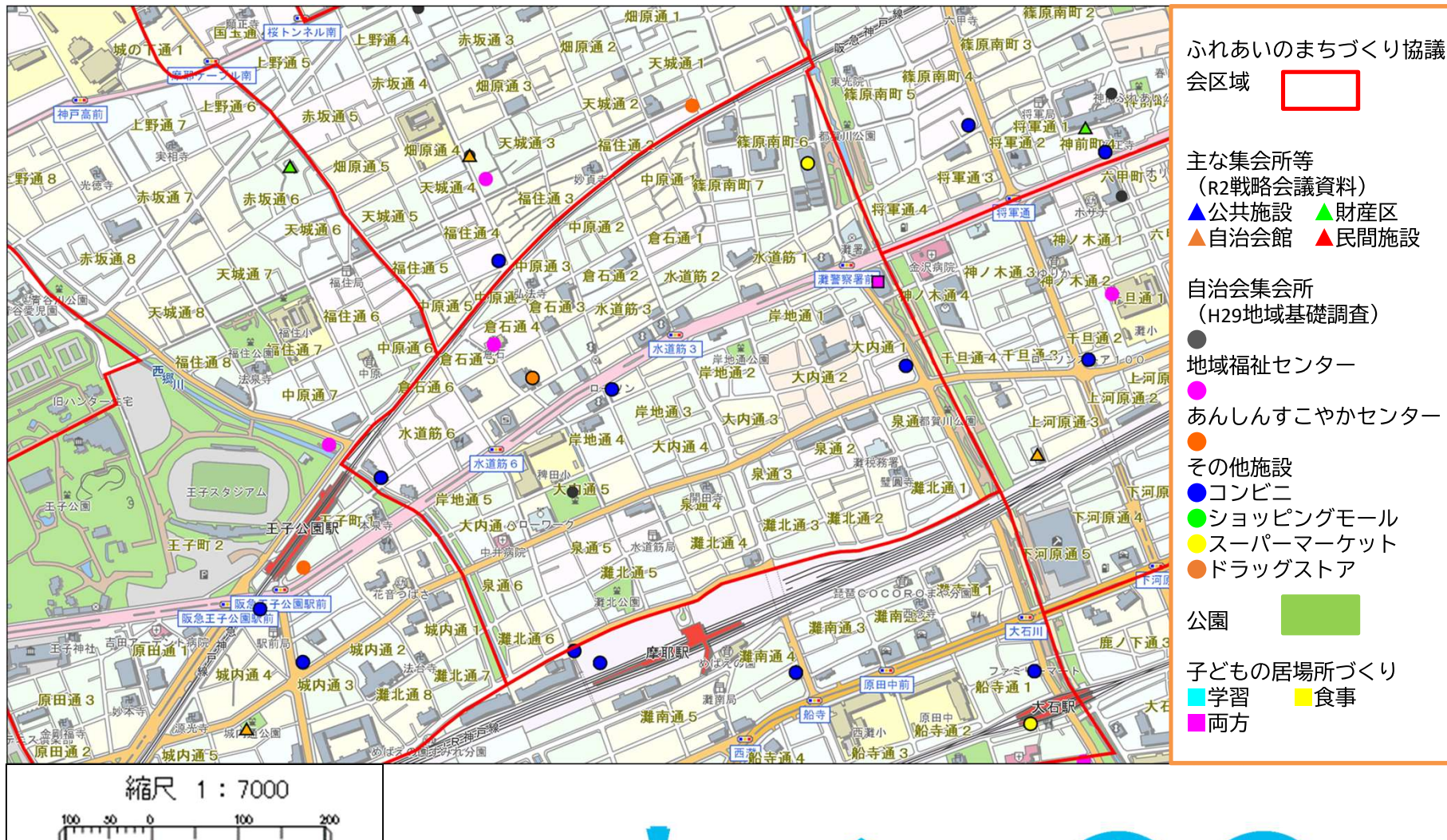
地域特性による集いの場の違い

〇例1：北区淡河ふれあいのまちづくり協議会区域



地域特性による集いの場の違い

〇例2：灘区稗田ふれあいのまちづくり協議会区域



地域特性による集いの場の違い

○例3：垂水区小東山ふれあいのまちづくり協議会区域



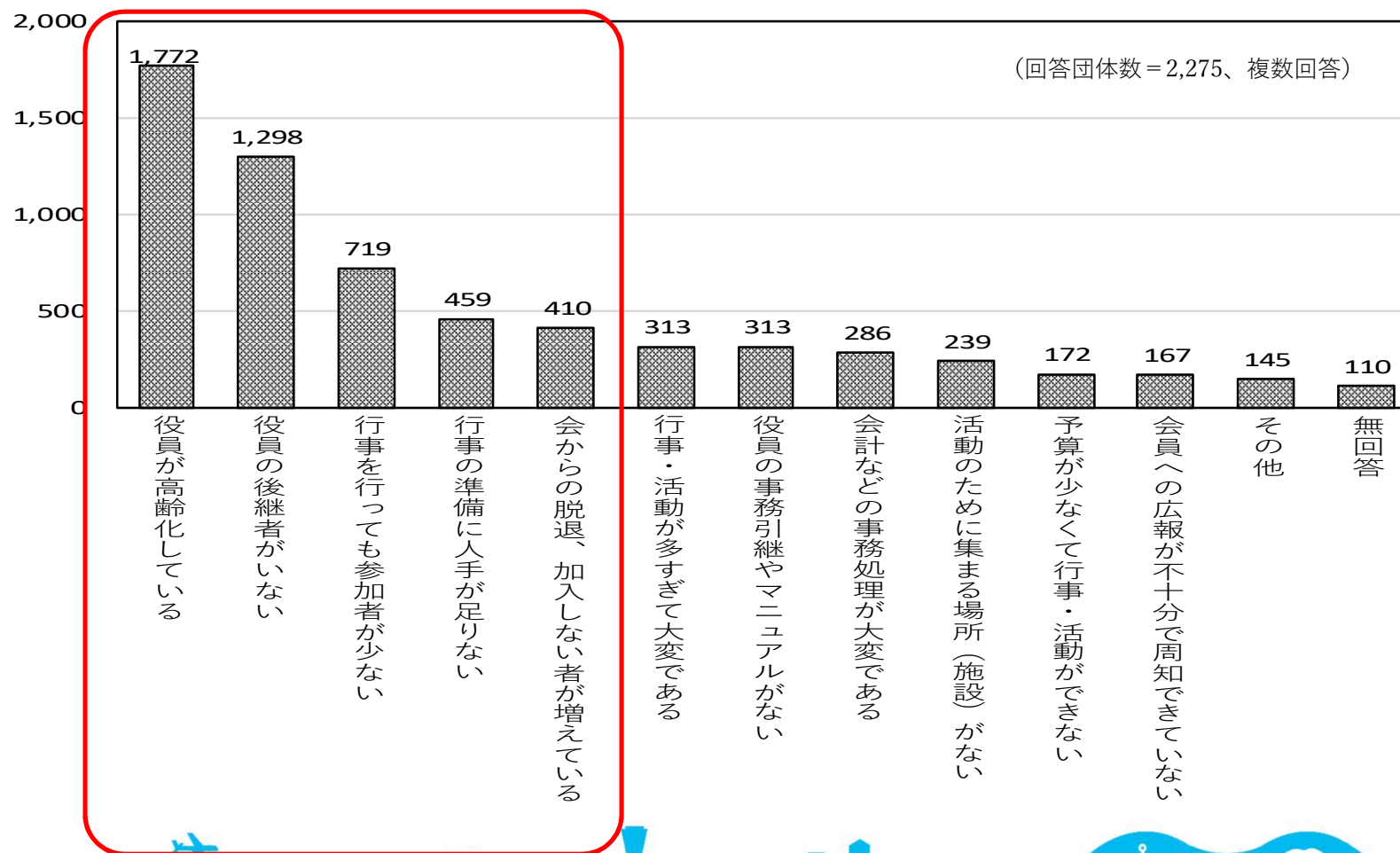
- ふれあいのまちづくり協議会区域
- 主な集会所等
(R2戦略会議資料)
- ▲ 公共施設 ▲ 財産区
 - ▲ 自治会館 ▲ 民間施設
- 自治会集会所
(H29地域基礎調査)
- 地域福祉センター
 - あんしんすこやかセンター
 - その他施設
 - コンビニ
 - ショッピングモール
 - スーパーマーケット
 - ドラッグストア
- 公園
- 子どもの居場所づくり
- 学習 ■ 食事
 - 両方

担い手不足の問題

○令和元年度神戸市地域組織基礎調査より

〔団体の運営・活動の課題〕

問 あなたの会の運営・活動で課題とされていることについて、主なものを5つ以内で選択してください。



担い手不足の問題

<背景>

- ・人口減少・少子高齢化
- ・若年層における専業主婦や自営業者の減少
- ・地域団体の役員層と、地域の若年層の考え方の違い



何も手を打たなければ、**20年後には地域団体に担い手がいない地域**が出てくる。
=自助・共助・公助のうち、**共助の部分が衰退していく**



**幅広い世代（特に若い世代）に向け、
地域活動の場への参加を促す仕掛けが必要。**

